

若手研究者等が海外渡航によって科研費の研究を断念することがないよう、**海外渡航期間に応じて自由に科研費の中断・再開を可能とする制度改善**を平成31年度助成から導入することで、**帰国後の研究費を保障し、若手研究者等の海外での研さん等を促進する。**

1. 対象

- 海外における「研究滞在等」を対象とし、研究機関における研究活動への従事のほか、学位取得のための留学等を広く含む。
- 海外渡航に伴って退職する場合など、日本の研究機関に所属しないこととなる場合も制度活用の対象。

2. 手続等

- 研究者は、中断前に所属している研究機関を通じて、研究滞在等の事由、渡航予定期間、研究再開予定時期等について日本学術振興会に申請し、中断の承認を得る。
- 中断期間は**原則として1年以上**。
(科研費では現在も1年未満の中断の場合は研究を継続可能。本人の希望等に応じて**1年未満の中断の場合も柔軟に制度活用が可能。**)
- 中断期間は**1度の申請につき最大5年間**とし、その後の計画の変更に応じて、**中断期間の延長**や別の事由による**再度の申請が可能**。
- 日本学術振興会から、中断の承認と併せて中断期間の間有効な「条件付交付内定」を行うことで、**帰国後に直ちに科研費を使用することが可能**。(再開の際には、大学等の科研費に応募可能な日本の研究機関に所属することが必要。)

【制度活用のイメージ】 研究期間3年間で、2年10ヶ月の中断により3年間の研究期間延長を行う場合

